

**はつが野1丁目・2丁目自治会  
運営専門委員会設置細則(100717)**

(運営専門委員会の設置)

第1条 はつが野1丁目・2丁目自治会会則第24条第2項及び会則27条の規定に基づき理事会の中に運営専門委員会（以下「本専門委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 本専門委員会は自治会全般の運営に関する方針を企画・提案することを目的とする。

(構成)

第3条 本専門委員会の委員は会長、副会長、総務委員長、広報委員長、会計委員長、福祉委員長および会長が指名した若干名の役員にて構成する。

2 本専門委員会の委員長は会長があたる。

3 本専門委員の任期は1年とする。

(活動)

第4条 本専門委員会は、下記の活動を行う。

1. 自治会の年間運営方針の企画
2. 自治会定例理事会の議案の提案
3. その他、自治会活動全般に関することの方針の提案

(企画・提案の実行)

第5条 本専門委員会で立案された企画・提案については、会長が理事会・総会に提案するものとする。

(附則)

この細則は 平成22年4月1日から施行する。